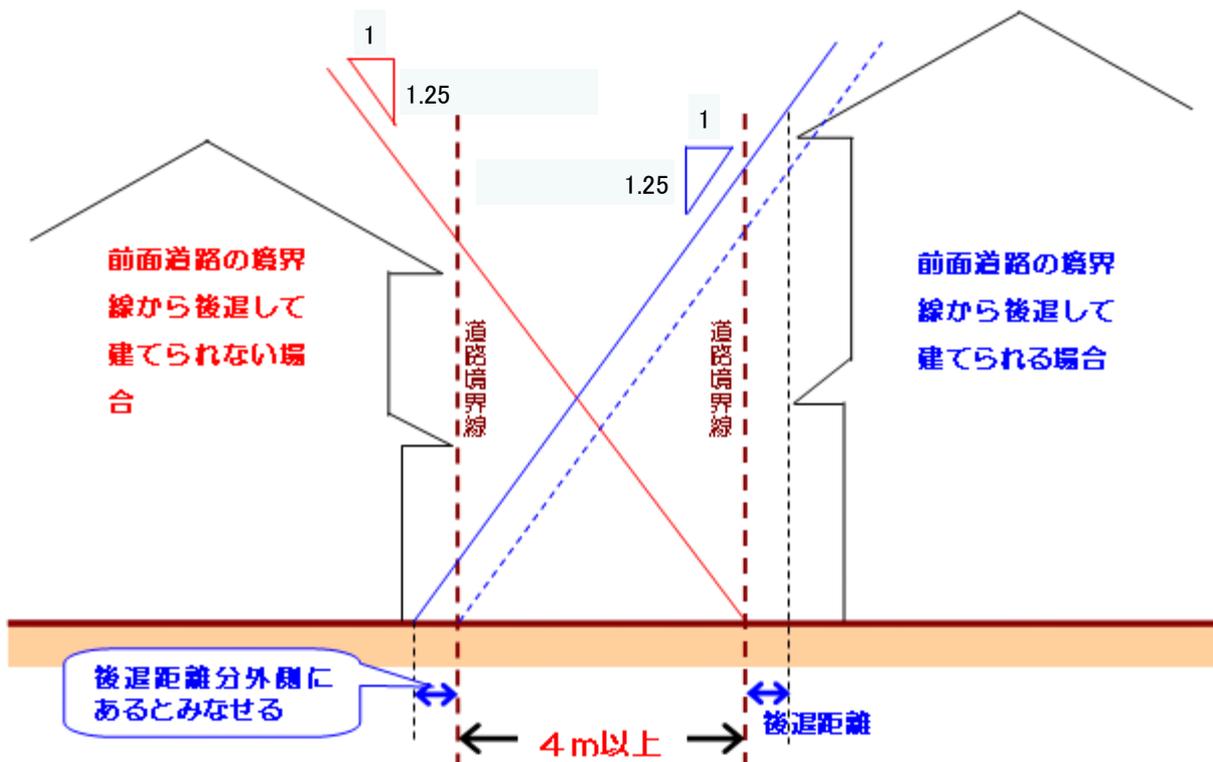


## 建築物の高さの制限について(道路斜線勾配)

- 新築・増改築等の際には、  
前面道路の反対側の境界線からの水平距離に、1.25を乗じた数値以下にする必要があります。
- 既存の建物については、増改築等を行わなければ高さの制限はありません。

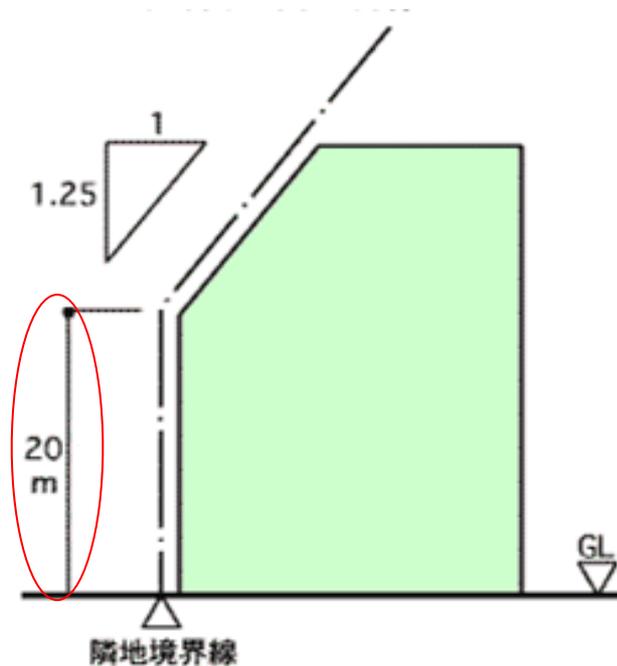
なお、建物が前面道路の境界線から後退して建てられる場合には、前面道路の反対側の境界線は、後退した距離に相当する分だけ外側にあるものとみなされます。



道路と建築物の高さの関係(道路斜線勾配)

## 建築物の高さの制限について(隣地斜線勾配)

- 新築・増改築等の際には、  
20mを超える高さの部分に隣地境界線からの水平距離に、1.25を乗じた数値以下にする必要があります。
- 既存の建物については、増改築等を行わなければ高さの制限はありません。



隣地と建築物の高さの関係(隣地斜線勾配)